

に体位の保持も重要である。

体幹の不自由をきたすには、四肢体幹の麻痺、運動失調、変形等による運動機能障害である。

これらの多くのもはその障害が単に体幹のみならず四肢にも及ぶものが多い。このような症例における体幹の機能障害とは、四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害の場合を想定して判断したものをいう。従って、このような症例の等級は体幹と四肢の想定した障害の程度を総合して判定するのであるが、この際二つの重複する障害として上位の等級に編入するには十分注意を要する。例えば臀筋麻痺で起立困難の症例を体幹と下肢の両者の機能障害として二つの2級の重複として1級に編入することは妥当ではない。

- 1) 「坐っていることのできないもの」(1級)とは、腰掛け、正座、横座り及びあぐらのいずれもできないものをいう。
- 2) 「坐位又は起立位を保つことの困難なもの」(2級)とは、10分間以上にわたり座位又は起立位を保っていることのできないものをいう。
- 3) 「起立することの困難なもの」(2級)とは、臥位又は座位より起立することが自力のみでは不可能で、他人又は柱、杖その他の器物の介護により初めて可能になるものをいう。
- 4) 「歩行の困難なもの」(3級)とは、100m以上の歩行不能のもの又は片脚による起立位保持が全く不可能なものをいう。
- 5) 「著しい障害」(5級)とは体幹の機能障害のために2km以上の歩行不能のものをいう。

(注1) なお、体幹不自由の項では、1級、2級、3級及び5級のみが記載され、その他の4級、6級が欠となっている。これは体幹の機能障害は四肢と異なり、具体的及び客観的に表現し難いので、このように大きく分けたのである。3級と5級に指定された症状の中間と思われるものがあった時も、これを4級とすべきではなく5級にとどめるべきものである。

(注2) 下肢の異常によるものを含まないこと。

(4) 脳原性運動機能障害

この障害区分により程度等級を判定するのは、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常についてであり、具体的な例は脳性麻痺である。

以下に示す判定方法は、生活関連動作を主体としたものであるもので、乳幼児期の判定に用いることの不適当な場合は前記(1)～(3)の方法によるものとする。

なお、乳幼児期に発現した障害によって脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する者で、前記(1)～(3)の方法によることが著しく不利な場合は、この方法によることができるものとする。

(補足)

〔類似の症状を呈するもの〕について：脳性麻痺のほか、脳炎、無酸素症等による全身症状については「脳原性」として認定することとなるが、例えば脊椎麻痺のように乳幼児期には原因があきらかにならない全身障害を有する場合があることから上記の表現をしたものである。

ア 上肢の機能障害

1) 両上肢の機能障害がある場合

両上肢の機能障害の程度は、紐むすびテストの結果によって次により判定するものとする。

区 分	紐むすびテストの結果
等級表 1 に該当する障害	紐むすびのできた数が 19 本以下のもの
等級表 2 に該当する障害	紐むすびのできた数が 33 本以下のもの
等級表 3 に該当する障害	紐むすびのできた数が 47 本以下のもの
等級表 4 に該当する障害	紐むすびのできた数が 56 本以下のもの
等級表 5 に該当する障害	紐むすびのできた数が 65 本以下のもの
等級表 6 に該当する障害	紐むすびのできた数が 75 本以下のもの
等級表 7 に該当する障害	紐むすびのできた数が 76 本以上のもの

(注) 紐むすびテスト

5 分間にとじ紐（長さ概ね 43 cm）を何本むすぶことができるかを検査するもの。

2) 一上肢の機能障害がある場合

一上肢の機能障害の程度は 5 動作の能力テストの結果によって、次により判定するものとする。

区 分	5 動作の能力テストの結果
等級表 1 に該当する障害	——
等級表 2 に該当する障害	5 動作の全てができないもの
等級表 3 に該当する障害	5 動作のうち 1 動作しかできないもの
等級表 4 に該当する障害	5 動作のうち 2 動作しかできないもの
等級表 5 に該当する障害	5 動作のうち 3 動作しかできないもの
等級表 6 に該当する障害	5 動作のうち 4 動作しかできないもの
等級表 7 に該当する障害	5 動作の全てができるが、上肢に不随意運動・失調等を有するもの

(注) 5 動作の能力テスト

次の 5 動作の可否を検査するもの

- a 封筒を鋏で切る時固定する
- b さいふから硬貨を出す
- c 傘をさす
- d 健側の爪を切る
- e 健側のそで口のボタンをとめる

イ 移動の機能障害

移動機能障害の程度は、 下肢 ・ 体幹機能の評価の結果によって次により判定する。

区 分	下肢・体幹機能の評価の結果
等級表 1 に該当する障害	つたい歩きができないもの
等級表 2 に該当する障害	つたい歩きのみができるもの
等級表 3 に該当する障害	支持なしで立位を保持し、その後 10 m 歩行することはできるが、椅子から立ち上がる動作又は椅子に座る動作ができないもの
等級表 4 に該当する障害	椅子から立ち上がり 10 m 歩行し再び椅子に座る動作に 15 秒以上かかるもの
等級表 5 に該当する障害	椅子から立ち上がり 10 m 歩行し再び椅子に座る動作は 15 秒未満でできるが、50 cm 幅の範囲を直線歩行できないもの
等級表 6 に該当する障害	50 cm 幅の範囲を直線歩行できるが、足を開き、しゃがみこんで、再び立ち上がる動作ができないもの
等級表 7 に該当する障害	6 級以上には該当しないが、下肢に不随意運動・失調等を有するもの